明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（**厚生労働**一六八）　一
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（**国土交通**八二）　八
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**三七四～三八一）　一三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**三八二）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**三八三～三八五）　三
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件（**文部科学**一八四）　四
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件（**同**一八五～一九九）　六
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一九二～一九六）　三
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十七年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任、農業会議組織変更（島根県）関係　三二
地方公共団体
行旅死亡人関係　五六
会社その他
会社決算公告　五七

省　令

○厚生労働省令第百六十八号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十六条第二項第一号

二　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第七十三条第二項第一号

（人口動態調査令施行細則の一部改正）

第二条　人口動態調査令施行細則（昭和二十三年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「都の区のある区域」を「特別区」に、同条第二項中「区」を「区又は総合区」に、「区長」を「区長又は総合区長」に改める。

様式第一号から第五号までを次のように改める。